

就学援助制度のご案内

城陽市教育委員会
学校教育課

本市教育委員会では、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費・校外活動費等の援助を行う就学援助制度を設けています。

この援助を希望される方は、次のとおり申請してください。

1. 就学援助が受けられる人

児童生徒の保護者のうち学校の諸経費の支払いにお困りの方で、教育委員会が基準により認める人。認定基準及び申請に必要な証明書類はおおむね下記のとおりです。

★要保護児童生徒

現在、生活保護を受けている世帯

★準要保護児童生徒

認 定 基 準	申請に必要な証明書類等
1. 前年度又は本年度において次に該当する方 ア 生活保護の停止又は廃止された方	
イ 市民税が非課税になった方 (地方税法 295 条第 1 項に基づく)	地方税法 295 条第 1 項に基づく 市民税非課税証明書
ウ 市民税・個人事業税・国民年金保険料・国民健康保険料が減免された方	条項に基づく減免決定通知書 (写) と 下記「2」の所得状況を証明した書類
エ 児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当支給証書 (写) 有効期限が令和5年10月31日のもの
2. その他、経済的理由により就学援助を受けたい方 ※世帯全員の収入状況を証明できることが必要です。	給与所得者→源泉徴収票 (写) 自営業者→確定申告書 (控) の写 (第一表、第二表、※第三表) ※ 譲渡所得等ある方のみ 年金受給者→年金額改定通知書の写等

「所得状況を証明した書類」については、令和5年1月1日現在城陽市に住民票があり、かつ、税の申告済みの世帯は城陽市で調査しますので、上記証明書類の提出は不要です。(申請書裏面市民税課税等調査依頼書への署名が必要です。)

※証明書類は令和5年度の証明書類 (令和4年中の所得等が記載されたもの) を添付してください。

ただし、家計急変で収入が急激に減少した世帯については、最新の所得状況で審査します。

【収入等が激減した場合】

令和5年1月から申請月まで(直近までの分)の給与明細の写し等、収入状況のわかるものを添付してください。

【失業、廃業の場合】

失業及び廃業を確認できるもの(雇用保険受給資格者証や税務署に提出した廃業届の写し等)を添付してください。

2. 申請方法及び期間

★就学援助費受給申請書に両面記入し、必要書類を提出してください。

申請書は、学校及び教育委員会学校教育課にあります。

★小学生と中学生がいる場合は、それぞれに申請書を提出してください。

申請は、随時受付しています。

3. 就学援助の内容(年額) ※金額は、変更になる場合があります。

区 分	小 学 校	中 学 校
・学用品費	11,630円	22,730円
・通学用品費(第1学年を除く)	2,270円	2,270円
・校外活動費(宿泊を伴わないもの)	1,600円以内	2,310円以内
・校外活動費(宿泊を伴うもの)	3,690円以内	6,210円以内
(校外活動費は交通費・見学科のみ)		
・体育実技用具費(柔道)	—	7,650円以内
・新入学児童生徒学用品費	54,060円	63,000円
・学校給食費	直接、学校へ支払います。	直接、学校へ支払います。
・修学旅行費	直接、学校へ支払います。	直接、学校へ支払います。
(交通費・見学科・宿泊料等)		
・医療費	医療機関へ支払います。	医療機関へ支払います。
学校保健安全法で定められた 疾病の治療費(虫歯、結膜炎、 中耳炎、慢性副鼻腔炎等)		

※生活保護を受けておられる方は、校外活動費(宿泊を伴わないもの)・修学旅行費・医療費が支払われます。但し、医療費については生活保護医療扶助優先としています。

※校外活動費・修学旅行費は、実施日に認定されている場合のみ援助します。また、校外活動費(宿泊を伴うもの)・修学旅行費については、積立金の段階では援助しませんので、実施学年で否認定となった場合は、実費全額保護者負担になります。

詳しくは、各学校又は城陽市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

TEL 直通56-4004